

主な企業・団体向け保険・制度

(平成13年7月3日現在)

保 障	個人(自助努力部分)	企業(企業負担部分)	国(公的保障)	
総合企業福祉	在職中の保障	団体定期保険(Bグループ) ----- 医療保障保険(団体型)	総合福祉団体定期保険 団体就業不能保障保険	
	退職後の保障	退職者保障用グループ保険(型Bグループ) マイライフ適格年金プラン / マイライフ自由選択プラン / マイライフデュアルプラン 財形年金積立保険	新企業年金保険 ----- 厚生年金基金保険制度	
	在職中の財産形成	財形住宅貯蓄積立保険 / 財形貯蓄積立保険 団体信用生命保険	財形給付金保険	財形持家融資制度 / 財形教育融資制度
	役員の保障	団体定期保険(Bグループ)	総合福祉団体定期保険 経営者保険(ビジネスサポートシリーズ) 役員年金(新企業年金保険)	

企業福祉制度	企業・団体向け商品	特 長	
弔慰金・死亡退職金制度、 法定外労災補償制度等	総合福祉団体定期保険	企業(または団体)の福利厚生制度に基づき、弔慰金・死亡退職金等の財源を確保するためにご利用いただく、1年定期の団体保険です。	
従業員の自助努力で、万一の 場合の保障を確保する制度	団体定期保険(Bグループ)	企業(または団体)の所属員・家族が充実した遺族保障を準備する自助努力制度を運営するために ご利用いただく、1年定期の団体保険です。	
休業補償制度	団体就業不能保障保険	企業(または団体)の所属員が病気やケガで入院もしくは自宅療養の際、企業(または団体)は「休業 補償規定」等に基づき賃金を保障するのが一般的ですが、その財源確保を円滑に行なうためにご ご利用いただく保険です。	
公的医療保険の補完制度	医療保障保険(団体型)	企業(または団体)の所属員・家族が病気や事故で入院の際、公的医療保険の自己負担分に対応 する「治療給付金」と、あらかじめ日額の定められた「入院給付金」が支払われ、死亡保障も行なわ れる医療保険です。	
従業員の自助努力で、老後の 生活資金(年金)を準備する制度	抛 出 型 企 業 年 金 保 険	マイライフ 適格年金プラン	企業(または団体)の所属員が老後保障に備えて、在職中に保険料を積み立てて、退職後、年金給 付を得る保険で、保険料は個人年金保険料控除の対象となります。
		マイライフ 自由選択プラン	企業(または団体)の所属員が老後保障に備えて、在職中に保険料を積み立てて、退職後、年金・ 一時金・医療保障・終身保険のいずれかの給付を選択いただく保険です。
		マイライフ デュアルプラン	個人年金保険料控除適用の税制適格コースと生命保険料控除適用の自由選択コースを併設し、 前者は年金の給付を、後者は年金・一時金・医療保障・終身保険のいずれかの給付を選択いただけ る保険です。
	財形年金積立保険	勤労者が老後の生活を年金受給によって安定させることを目的に、給与天引きで積み立てを行なう 保険です。	
従業員などの退職金を 事前準備をする制度	新企業年金保険	企業(または団体)の所属員が退職したときの退職金(年金または一時金)の財源を安全・確実に 確保するためにご利用いただけます。また、一定の適格要件を満たせば、適格退職年金制度として、 税法上の優遇措置が受けられます。	
国の厚生年金の一部を代行し、 企業独自の年金を上乗せする制度	厚生年金基金保険	厚生年金保険の一部(老齢厚生年金の報酬比例部分)と企業(または同種同業、同一地域の団体) の年金制度を組み合わせた制度(厚生年金基金制度)を運営するためにご利用いただく保険です。 また、企業・所属員の双方に税法上の優遇措置があります。	
従業員の自助努力で、様々な 用途の資金を準備する制度	財形住宅貯蓄積立保険	勤労者が住宅取得・増改築等を目的に給与天引きで積み立てを行なう保険です。	
	財形貯蓄積立保険	勤労者が、財産形成を目的に給与天引きで積み立てを行なう保険です。	
住宅貸付金制度等の債権を 保全する制度	団体信用生命保険	信用供与機関である債権者または信用保証機関が、カード会員等債務者(被保険者)の死亡また は所定の高度障害に際し、支払われる保険金をもって、その債務者に対する賦払債権の回収を確 実に行ない、また、債務者の賦払債務償還中の生計の安定をはかることを目的とした団体保険です。	
	消費者信用団体生命保険	銀行・クレジット会社等の信用供与機関が、カード会員等債務者(被保険者)の死亡または所定の 高度障害に際し、支払われる保険金をもって、カード会員等に対する債権の回収を確実に 行ない、また、カード会員等の債務償還中の生計の安定をはかることを目的とした団体保険です。なお、保険金 額は債務残高に応じて増減します。	
企業援助で従業員の財産形成を 助成する制度	財形給付金保険	企業(または団体)が財形貯蓄積立保険、財形年金積立保険、または財形住宅貯蓄積立保険に加入 している勤労者を対象に保険料を拠出し、財産形成を援助する場合にご利用いただけます。	

このほか、従業員(役員)の自助努力で、万一の場合の保障を退職後も確保する制度として「退職者保障用グループ保険(型Bグループ)」、経営者の事業承継資金・退任慰労金を準備する制度として「経営者保険(ビジネスサポートシリーズ)」、役員の退任慰労金を準備する制度として「役員年金(新企業年金保険)」があります。また、上記以外に団体定期保険・医療保障保険(団体型)等にご加入されていた退職者向け商品として「一時払退職後終身保険」、「退職後医療プラン<一括払型>」があります。

主な特約

<総合福祉団体定期保険>

- (1) ヒューマン・ヴァリュー特約
- (2) 災害総合保障特約
- (3) 年金払特約

<団体定期保険>

- (1) 災害保障特約
- (2) 傷害特約
- (3) 災害割増特約
- (4) 交通災害特約
- (5) こども特約
- (6) こども災害関係特約
- (7) 年金払特約

<医療保障保険(団体型)>

- (1) 家族特約

<新企業年金保険>

- (1) 遺族年金特約
- (2) 特別勘定特約

<厚生年金基金保険>

- (1) 特別勘定第1特約
- (2) 特別勘定第2特約
- (3) 給付専用ファンド特約

その他

(1) 心身障害者扶養者生命保険

この保険は、生命保険会社18社が地方公共団体で実施する扶養共済制度の一端を均等に引き受ける特殊な団体終身保険で、社会福祉・医療事業団を契約者、心身障害者の扶養者を被保険者とします。

(2) 年金資金運用基金保険

厚生年金保険・国民年金保険に係る年金資金運用基金の円滑な運営に資するための保険です。

(3) 新団体生存保険

国家公務員共済・地方公務員共済等の共済制度の円滑な運営に資するための保険です。

(4) 国民年金基金保険(同連合会保険)

国民年金法の改正により、平成3年4月、国民年金基金制度(自営業者等の国民年金<基礎年金>の第1号被保険者向け上乗せ年金制度)が発足したことに伴い、国民年金基金の事業の運営を円滑にはかることを目的に創設された保険です。